主 文

本件各上告を棄却する。

理 由

被告人両名の各上告趣意について。

論旨は、いずれも寛大な処分を求めるというのであるが、このような主張は上告 の適法な理由には当らないので採用することができない。

よつて、旧刑訴四四六条に従い主文のとおり判決する。

以上は、裁判官全員の一致した意見である。

検察官 三堀博関与

昭和二五年一二月二六日

最高裁判所第三小法廷

裁判長裁判官	長谷	i	太一	- 郎
裁判官	井	上		登
裁判官	島			保
裁判官	河	村	又	介
裁判官	穂	積	重	遠